

令和7年度秋田県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修  
【更新研修1】【更新研修2】開催要領

## 1. 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスの質を確保するため、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の知識及び技術の維持・向上を目的として本研修を実施する。

## 2. 実施主体

秋田県(運営主体:秋田県障害者社会参加推進センター)

## 3. 研修日程・会場・受講定員

| 区 分    | 研 修 日 程          | 会 場                                  | 受講定員  | 申込受付期間                    |
|--------|------------------|--------------------------------------|-------|---------------------------|
| 更新研修 1 | 8月21日(木)～ 22日(金) | 秋田県社会福祉会館 10階大会議室<br>秋田市旭北栄町 1 番 5 号 | 70名程度 | 6月 5日(木)<br>～<br>6月24日(火) |
| 更新研修 2 | 9月25日(木)～26日(金)  |                                      | 70名程度 |                           |

## 4. 受講対象者 [秋田県外の事業所に現在お勤めの方は受講できません]

(1)秋田県内の事業所に現在勤務している方で、次のいずれかの要件を満たす者

(ア)令和2年度以降にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修【更新研修】を修了した方  
※なお、令和2年度に修了された方は今年度が更新期限となりますので、対象の方は必ず受講をお願いします。  
受講者選定にあたっては、令和2年度更新研修修了者を優先とします。

(イ)令和3年度以降にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修【実践研修】を修了した方

(2)更新研修受講者は次の(ア)又は(イ)のどちらかの受講要件を満たす必要があります。

(ア)今年度の【更新研修1】又は【更新研修2】のいずれかの研修開始日において、過去5年間に2年間以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員としての実務経験があること。

(イ)現在、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事していること。  
※実務経験年数について、サービス管理責任者については【参考資料1】を、児童発達支援管理責任者については【参考資料2】を参照してください。

※サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の両方の更新研修修了証書の交付を希望される方については、上記(ア)と(イ)どちらの場合もそれぞれの実務経験年数及び(ア)の受講要件を満たすことが必要になります。

## 5. 研修内容

障害福祉の動向に関する講義(1H)

サービス提供の自己検証に関する演習(5H)

サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習(7H)

} (13H)

## 6. 申込方法・受講決定・受講料

### (1) 申込方法

① 令和7年6月5日(木)から6月24日(火)午後5時(必着)までに、当協会ホームページに掲載している『サービス管理責任者等【更新研修1】【更新研修2】申込フォーム』に必要事項を入力し、申込してください。

**<https://ww100132.normanet.ne.jp/>**

申込後、フォームから自動返信メールが届きます。返信メールが届かない場合は、登録した自分のメールアドレスに入力誤りがあるか、「迷惑メールフォルダ」に入っていないかを確認した上で、速やかに研修事務局までご連絡ください。

### ② 郵送での提出書類

- ・前回の更新研修修了証書の写し(令和2年度以降に更新研修を修了した方)
- ・実践研修修了証書の写し(令和3年度以降に実践研修を修了した方)
- ・サビ児管様式5号 更新研修受講要件証明書

また、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の両方の更新研修修了証書を希望される方は、次の様式を提出してください。

- ・サビ児管様式6号 児発管研修修了者でサビ管更新研修の修了証書の交付を希望される方
- ・サビ児管様式7号 サビ管研修修了者で児発管更新研修の終了証書の交付を希望される方

受講に係る提出書類については、6月30日(月)までに郵送してください。

〒010-0922

秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館内

秋田県障害者社会参加推進センター サービス管理責任者等研修担当宛

※提出された研修申込書(申込フォームから)や「修了証書」の写し等に虚偽の申告等が認められた場合は、直ちに受講を取消し、今後、当該事業所の申込を受付することができなくなる場合がありますのでご注意ください。

また、虚偽の証明書を作成・行使した場合は、私文書偽造罪(刑法第159条、第161条)に問われることがありますのでご注意ください。

### (2) 受講決定

受講申込のあった事業所に対して、7月9日(水)頃にメールで受講決定通知を送ります。

なお、申込者が定員を超過した場合は以下の(ア)～(イ)を総合的に勘案し、県と協議して受講者を決定します。

(ア)今年度更新期限の令和2年度に更新研修を修了した方のほか、現在サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事している方を優先します。

(イ)事業所から届け出のあった推薦順位や同一法人内での申込人数等を勘案します。

### (3) 受講料

受講決定となった方について、期日まで納入してください。

(ア)納入方法:口座振込(振込に係る手数料は受講者の負担とします。)

(イ)受講料:6,000円

(ウ)振込締切日:令和7年7月24日(木)【厳守】

(エ)領収証:振込明細書をもって領収書の発行に代えます。

(オ)振込先口座等詳細については、受講決定時にお知らせします。

なお、納入後のキャンセル及び欠席に対しての返金はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 7. 修了証書の交付等

(1)更新研修の全日程を修了した受講者には、研修当日に修了証書を交付します。

(2)研修は全日程を受講する必要があるため、遅刻、中座、早退等は欠席として扱い、修了証書の交付はできません。  
また、研修中に進行の妨げになる発言・行動があった場合又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合(居眠り、携帯電話の私的使用、演習中のグループ討議等における途中離脱や無言・参加拒否等)は、退場していただくことがあります。この場合、修了証書の交付はできませんのでご注意ください。

## 8. その他

(1)事業所の申込担当者の方は、受講者自身が研修の趣旨や目的を理解せずに申込することがないように、本要領により必ず受講者本人に受講目的や受講条件等を理解しているか確認して申込ください。

(2)更新研修で使用する「事前課題」は受講決定通知日(7月9日頃)に当センターのホームページに掲載しますので、期日までに作成し提出してください。「事前課題」が未提出の場合は、研修を受講できません。  
また、更新研修で使用する講義・演習資料は、8月6日(水)頃に当センターのホームページに掲載しますので、印刷等し、受講当日は手元において受講してください。

※研修当日は、本人確認のため受講決定通知書をプリントアウトしたものを持参してください。

(3)受講者に関する個人情報(研修のみの目的)で使用する、他の目的での使用や無断で第三者に提供することはありません。また、研修修了者については修了証書番号、修了年月日、氏名及び連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、県が責任をもって一元的に管理することにしております。

(4)会場となる秋田県社会福祉会館駐車場の駐車スペースには限りがあり、ご利用できない場合がありますので、公共交通機関や周辺の有料駐車場をご利用ください。

(5)昼食は各自で準備願います。研修会場で飲食可能です。

(6)会場内の温度を調整しますが、温度差が出る場合がありますので、季節によっては上着やひざ掛け等調整できるようにご準備をお願いします。

(7)感染症予防のため、手指消毒及び咳エチケットの協力をお願いします。

## 9. 申込・問合せ先

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 県社会福祉会館1階

秋田県障害者社会参加推進センター サビ児管研修担当 木村・鹿子澤

TEL:018-864-2780(土日、祝日を除く9時から17時まで) FAX:018-864-2781

サービス管理責任者等研修専用メール:sabikan@awc.or.jp